

安芸税務署からのお知らせ

確定申告会場への来場を検討されている方へ

会場への入場には、「入場整理券」が必要です！

確定申告会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。
入場整理券の配付方法は、次の2通りあります。

確定申告会場で**当日配付**

入場整理券の配付状況に応じて、
後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

又は



オンラインで**事前発行**

LINEアプリから国税庁LINE公式アカウント
を友だち追加してください。

- ・確定申告書の作成について
確定申告書の作成は、ご自分のスマートフォン等进行操作し、作成していただきます。
マイナンバーカードをお持ちの方は、暗証番号を確認の上、ご持参ください。
※暗証番号は、利用者証明用電子証明書（数字4桁）
及び署名用電子証明書用（英数字6～16桁）の2種類です。



- ・確定申告会場の開設期間等について

開設期間	2月16日(金)から3月15日(金)までの平日
受付時間	午前8時30分から午後4時まで 注)入場整理券の配付状況に応じて、受付を早めに締め切ることがあります。
相談開始	午前9時から ※贈与税や土地・株式などの譲渡所得についての申告相談を希望される方は、 3月4日(月)以降にお越しください。

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合もあることから、ご自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」を是非ご利用下さい。

詳しくは、国税庁ホームページへ <https://www.nta.go.jp>

申告書の作成・送信は スマートフォンから！

さあ自宅で

【確定申告書は、e-Tax で便利に作成できます】

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、スマホやパソコンから画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・e-Tax による送信ができます。



←スマホでの確定申告書の作成はこちらから！！



- 1 スマホやパソコンから送信する場合は、マイナンバーカードかIDパスワードが必要です。
- 2 マイナンバーカードを使って送信する場合、スマートフォンがマイナンバーカードの読み取りに対応している必要があります（対応端末は国税庁ホームページにてご確認ください。）。
- 3 IDパスワードは、税務署で即日発行します（申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。）

お問い合わせ先 安芸税務署 TEL 0887-35-3115

（自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号選択してください。）